

論文

実子誘拐・共同養育・共同親権問題に関する一考察

— EU議会決議・国連への対応はいかにあるべきか —

高橋 史朗（麗澤大学大学院特任教授・モラロジー研究所教授）

はじめに

2020年3月9日付で、国連の女子差別撤廃委員会から日本政府に対して、「皇室典範について、現在は皇位継承から女性を除外するという決まりがあるが、女性の皇位継承が可能になることを想定した措置についての詳細を説明せよ」という事前質問が送られてきた。

これに対し、日本の有識者や市民団体などが同委員会に様々な要請や意見書を提出した。まず4月15日、市民団体「国連委信頼性向上協会」が、「女子の皇位継承に関する事項」を問題点一覧表より削除するための要請を行い、5月23日、「日本の皇室制度への内政干渉はやめるべき」というタイトルの同様の要請が「練馬区の子供の未来を考える会」からも行われた。

さらに5月30日、「皇統（父系男系）を守る国民連合の会」が、「日本の皇室典範『皇位の男系男子継承』は古代伝承に基づく信仰であり、女性差別として扱うことは『宗教の自由』への侵犯である」という意見書を提出し、6月8日に日本大学の百地章名誉教授と国際歴史論戦研究所の山下英次所長が、「『男系男子による皇位の継承』は、わが国の2千年近い『皇室の伝統』に関わる、純然たる国内問題であって、国際組織の管轄外にある一国連女子差別撤廃委員会の日本政府に対する事前質問に答える」と題する意見書を提出した。

そして7月3日、動物行動学研究者の竹内久美子氏と「慰安婦の真実国民運動」の山本優美子幹事長が、「Y染色体と皇統の男系男子継承の意味」の観点から同委員会に同様の削除要請を行った。

そもそも同委員会の日本政府に対する事前質問にこの問題が盛り込まれたのは、公益社団法人自由人権協会が、皇室典範に対する意見書を同委員会に提出し、「日本の皇室典範が天皇となり得る者を皇統に属する男系男子にしか認めないのは、女子差別撤廃条約の差別の定義に該当する。このような法の規定は性差別主義に根差すものであり、日本社会における女性に対する差別を助長するものである。従って、女子差別撤廃委員会で取り上げる問題である」と要請したからである。

慰安婦問題と同様、またしても日本発の「マッチポンプ」方式が実行されたのである。皇室典範の規定は「性差別主義に根差すもの」という偏見を国連の委員会に広めて、「男女平等」という大義名分を振りかざして、国内改革を進めようと意図している。

筆者は平成25年3月に内閣府の男女共同参画会議の有識者議員に就任して以来、毎年ニューヨークの国連本部で開催される女子差別撤廃委員会にできるだけ参加し、ジュネーブで開催される国連人権理事会などの論議もウオッチしてきた。2018年6月及び9月の国

連理事会で、「実子誘拐」「子どもの連れ去り」問題が取り上げられ、「子どもオンブズマン日本」の鷺見洋介事務局長や藤木俊一氏らがこの問題をテーマにしたサイドイベントを開催し、約30カ国から参加者があり、多くの質問が寄せられた。

筆者自身はジュネーブには2回行き、国内のイベントや国連対策会議で両氏と何度もお会いし、対策会議に毎回参加し10月から11月に開催予定の国連自由権規約委員会で、「実子誘拐・共同親権問題」について意見書提出の準備をしている団体・個人の方々と情報交換を重ね、十数名の当事者からヒアリングし、この問題について国内外にいかなる問題提起をすべきかについて考えてきた。

2019年8月、実子を日本人パートナーに連れ去られた母親1人と父親9人（その内3人はフランス人）がパリの弁護士を通して、子供の権利侵害に介入するよう国連人権理事会に申し立てた。同弁護士の発表によれば、「日本では年間約15万人の子供が連れ去られており（NPO団体、絆・チャイルド・ペアレント・ユニオン発表）、日本政府は児童の権利条約第3条を遵守していない。日本では、実子誘拐は民事とされているため、被害届を出そうとしても、日本の警察は受理しない。それどころか、子供を取り返しに行こうとすると、かえって刑事訴訟されることになる、と脅すことさえする。そして、家庭裁判所は子供の精神安定のためと称して、実子を誘拐した親に親権を与える。もう一方の親が、裁判所が定めた場所で月に2時間から4時間というごくわずかな面会交流権利を得たとしても、親権を持つ親が了承しなければ、裁判所は何もしない。日本政府はこのような犯罪行為に対して見て見ぬ振りをし、最悪の場合でも奨励しているようなものだ。問題が起きていることを知りながら、実子誘拐を優遇するようなシステムを続け、子供の権利、特に日本も署名した児童の権利条約第9条にある『児童が父母との接触を維持する権利』を侵害し続けている⁽¹⁾という。

また3月に放映されたフランスの国営テレビ番組「日本、誘拐された子供たち」によれば、「フランス人男性約百人近くが、日本人パートナーに子供を誘拐され、2人が自殺した」という⁽²⁾。

平成23年4月26日の衆議院法務委員会で「民法等の一部を改正する法律案」が可決された際に、共同親権・共同監護について検討する付帯決議が採択されてから8年が経過した令和元年11月に、離婚後の子の養育の在り方や子供に対する親権を、父母の双方が持っているとする「共同親権」導入の是非を検討する、法務省の家族法研究会「共同養育等研究会」が発足した。

同研究会は「少なくとも1年以上かけて議論する見通し」で、「法務省は共同親権によって、別居親と子どもとの面会交流を積極的に実現し、子どもの養育環境を整えることに資するかどうか議論する方針」「離婚要件の見直しに関しても話し合う。離婚後の子どもの養育計画づくりを義務化するかが論点となる」という（朝日新聞、2019年9月27日付）。

現行法では協議離婚について裁判所が関与していないため、養育計画の提出は義務づけられていない。また、民法では父母のいずれか一方が離婚後の親権を持つ「単独親権」を規定している。

4月10日、法務省は「共同親権」の導入状況に関する24カ国調査の結果を公表した。日本と同様、父母の一方を親権者と定める「単独親権」のみの国は、インドとトルコのみで、22カ国が「共同親権」を導入していることが明らかになった。

5月29日、法務大臣直轄の私的勉強会「養育費勉強会」が養育費の支払いについて取りまとめ、6月2日、自民党女性活躍推進本部が「離婚後の養育費の支払いの速やかな解消に向けた提言」を安倍総理に手渡し、官邸（内閣官房）に、養育費不払い問題に特化したハイレベルの推進枠組み（仮称「養育費不払い解消対策本部」）を新たに立ち上げ、省庁横断的なトップダウンの取組を図ること、今年度の政府の骨太方針等に、この問題を解消させる具体的方向性と施策を明示した上で、速やかに数値目標や基本計画を策定することを求めた。

さらに6月25日、自民党政務調査会は司法制度調査会2020提言「新たな『共生社会』へ、求められる司法の役割」を公表し、「離婚後の親権制度の在り方、養育費の確保、面会交流の改善などの課題について、諸外国の取組に学びつつ検討する」ことを明らかにした。同日、超党派の「共同養育支援議員連盟」が、以下の要望書を法務大臣と男女共同参画担当大臣に提出した。

「子どもの最善の利益のために協議離婚が最小限ルール化されてもやむを得ないと価値判断し、以下の提言をする。未成年者の子どもがいる離婚の場合、養育費の支払いと面会交流の双方を内容とする共同養育に関する取り決めに原則義務化（協議離婚成立の要件とする）。…話し合いができない状態にした有責配偶者や、監護権確保を目的に連れ去りをした配偶者等に当該制度が適用されるのは公正・公平性に著しく欠け、不当な連れ去りを既成事実化する懸念があるからである。…DV等以外の事情による共同養育に関する事前取り決めの免除は、公正・公平性を踏まえての極めて慎重な取扱いが求められる。養育費の支払い、安定した面会交流の実現のため公的相談・支援体制の強化をする。」

近年わが国でも離婚の急増により家族崩壊が急速に進み、上野晃弁護士によれば、一方の親が子供を連れ去り、もう一方の親との接触を断たれる子供は「年間数万人に上る」という。多くの場合、父親が「子どもの連れ去り」「実子誘拐」の被害者となるが、父親が子供に会おうとしても、政府や裁判所は助けてくれないという⁽³⁾。

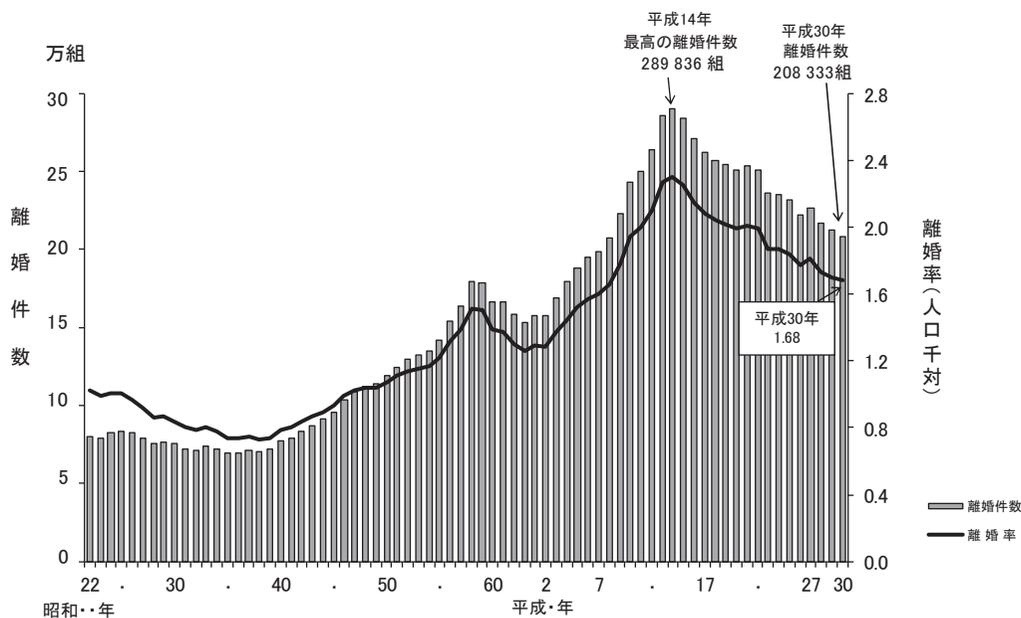
日本大学の先崎彰容教授は、「逆転した男女差別」が「単独親権」であり、夫が男というだけで養育の権利を奪われ、「家族」が解体してしまうことが問題であり、「究極の男女不平等ではないか」と、令和元年9月16日付産経新聞「正論」で述べているが、この問題の本質を衝いた鋭い指摘といえよう。

ちなみに、平成30年の厚生労働省の人口動態統計によれば、国内の離婚件数は208,333組であった。およそ3組に1組が離婚し、毎年20万人以上の未成年の子が親の離婚を経験する。戦後の離婚件数及び離婚率の年次推移はグラフ（出典：平成30年人口動態統計 年間推計、厚生労働省）の通りである。

また、厚生労働省が平成30年2月に公表した統計資料「面会交流等の現状」と、平成27年4月に公表した統計資料「ひとり親家庭等の現状」から算定すれば、親が離婚した子供は約22万人で、その内、母子家庭が9割で「面会交流実施せず」がその7割で約14万人、父子家庭が1割で「面会交流実施せず」がその5割で約1万人、合計すると約15万人の子供が毎年親から切り離されているということになる。

一体どうして日本がこのような「子供の拉致国家」となってしまったのであろうか。その現状と背景、国連や欧州議会などの我が国を取り巻く世界の動向を踏まえて、今後の課題について考察したい。

戦後の離婚件数及び離婚率の年次推移



1 欧州議会の「親の子供連れ去り」対日決議

EU欧州議会本会議は7月8日、欧州連合(EU)加盟国の国籍者と日本人の結婚が破綻した場合などに、日本人の親が日本国内で子供を一方的に連れ去り、別れた相手と面会させないことなどを禁止する措置を迅速に講じるよう日本政府に要請する決議案を、賛成686票、反対1、棄権8で採択した。

同決議はまず前文において、「日本のハーグ条約の下での子の送還にかかる司法判決の執行率が低いこと、また、面会交流の権利執行の可能性の欠如により、EU籍の親の日本居住の子女との意味ある関係の維持が妨げられていることに対し懸念を表す」「EU市民の親と日本市民の親の場合の、片方による子の連れ去りの未解決案件数の多さを憂慮する」と述べ、大要次のような指摘を行っている。

(1) 日本が子供の連れ去り案件に対し国際規約を遵守していないと遺憾を示すとともに、ハーグ条約⁽⁴⁾の下で子供の送還が効果的に執行されるように国内制度を改正するよう促す。

(2) 日本当局に対し、子供の連れ去りにより残された親の面会交流に関する司法判決の着実な執行を促す。

(3) EU加盟国に対し、各国市民に対する第三国における子供の連れ去りのリスクに関する情報提供を勧告する。

(4) ボレルEU上級代表兼欧州委員会副委員長に対し、今後の日・EU間の協議の場における本件問題の提起を求める。

(5) 日本当局に対し、関連の民事・刑事の国内法令の適用を要請する。

(6) 日本当局に対し、残された親の子女との連絡維持支援を含むハーグ条約第6条及び第7条の義務の履行を催促する。

(7) 日本当局に対し、共同親権の可能性に向けた国内法令改正を促す。

(8) 日本当局に対し、裁判所により許諾された親の子供に対する面会交流の権利の実現確保に向けたEU側との協力強化を要請。

(9) EU加盟国に対し、各国の外務省・在京大使館のウェブサイトにて、子供の連れ去りのリスク並びに日本当局の姿勢について喚起することを求める。

(10) EU加盟国に対し、日本との二国間・多国間会合等の様々な機会に本件を提起することを求める。

(11) 欧州議会議長に同決議を欧州理事会、欧州委員会、EU加盟国及び日本の政府、議会に本件を伝達するよう要請する。

同決議に対する会見で、大鷹外務報道官は、「決議にある国際規約を遵守していないとの指摘は、全く当たらない。日本政府としては、ハーグ条約の対象とならない日本国内の事案については、まず国内法制度に基づいて、国籍による区別なく公平かつ公正に対応してきている」と述べているが、このような全く不誠実な開き直った姿勢では、EU諸国の日本不信を払拭することは到底できないであろう。

同決議には、日EU戦略的パートナーシップ協定の合同委員会を含め、あらゆる可能な場でこの問題を提起する旨の記載があり、日本の実子誘拐問題が日本とEUの協力関係の障害となることが危惧される。国際社会における対日非難はピークに達しており、この決議に対する日本政府の速やか且つ真摯な対応が求められている。

2 国連「児童の権利委員会」の対日勧告と「共同養育権」

3年前から「子供連れ去り」の当事者たちが「共同親権の獲得」を目指して、国連の「児童の権利委員会」に意見書を3回提出した。「子どもの権利条約日本」⁽⁵⁾によれば、「子ども報告団のY.T.君は、親の離婚によって味わった経験を委員の前で語り、抑揚のついたスピーチによって委員の胸を打ちました。その結果、離婚後の共同親権を認めるための民法改正、実態を伴う面会交流権の確保について、委員会から日本政府に対する勧告が出され、人的、技術的、経済的なあらゆる措置をとるよう求められた」という。

2019年3月5日、国連の「児童の権利委員会」は日本政府に対して、以下の勧告を行った。<離婚後の親子関係について定める法律を、子供の最善の利益（「児童の権利条約」第9条1の規定）に合致する場合に共同養育権を行使できるように改訂する。父母が外国籍である場合も同様である。子供の、非同居親とも直接一緒に過ごしなが親子関係を維持する権利が、定期的に行使できることを確保する。>

児童の権利条約第9条1の規定は次の通りである。「締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。」

ところが、わが国では、上記の規定に基づかない、両親が口論をしたり、お互いを無視し合ったりするという「両親間の葛藤」や「継続性の原則」⁽⁶⁾という理由づけによって、親子が交流する権利が侵害され続けている。弁護士のアドバイスによる、どちらか一方の実父母による子供の「連れ去り」(監護権を侵害する、同意なき居所の移動)、DVシェルターへの子供の切り離しの推奨、児童相談所による、子供の実父母からの切り離しの推奨が蔓延している。

この行為は刑法第224条における「未成年者略取誘拐罪」に該当することが、令和元年11月27日の衆議院法務委員会で、森法相によって確認されている。しかし、一方の実父母による最初の連れ去り、切り離し行為に、この刑法が適用され、警察が刑事事件として適正に捜査を行うことはほとんどなく、稀に行われたとしても「連れ去り、切り離し」を行った一方の父母に特別有利になるような取扱いがほとんどである。検察も起訴することはない。

しかし、連れ去り、切り離されたもう一方の実父母が子供に会おうとすると、検察・警察は同刑法により、全く違う扱いで逮捕、起訴し、裁判所は有罪判決を頻繁に行い、連れ去られた子供に会いに行っただけの、一方の実父母は犯罪者になるのである。

3 「子供の最善の利益」に反する「継続性の原則」

この「連れ去り、切り離し」を推奨する弁護士に定着している手法の一つに、「虚偽DV、虚偽虐待」がある。これは、児童の権利条約第9条1の特別な場合として例示されている虐待に関する規定にも違反し、自由権規約第3条、第26条にも違反している。

わが国では、実父母からDV、虐待の被害があったという申し出があると、事実認定の専門家による調査、裁判所による決定が一切行われることなく、行政による処理にのみ基づき、子供が連れ去られ、切り離された親子の関わりを持たない状態をつくる。これには、居所や就学している学校の所在すら知らせないということも含まれる。

これは自由権規約第26条に明記されている「法の前に平等」であることに反し、連れ去り切り離された一方の親は、同じ法律の取扱いを受けることができない。実際にDVを受けていて客観的な証拠を保有している実父母であってすら、先に連れ去り、切り離された場合には、同じ扱いを受けることができないのである。

子供を手許に置き「実効支配」している親にのみ、事実認定の専門家でない調査官と呼ばれる裁判所職員による聞き取り調査が行われ、その「実効支配」下にある子供の連れ去り、切り離しを行っている一方の実父母との関係性のみを、その居所へこの調査官が約1時間程度訪れ、「交流観察」と呼ばれる調査を行った上で、裁判所の公式資料である調査報告書が発行される。子供を連れ去られた親は、親子として同じ裁判の扱いを受けることすらできない。客観的な証拠で、その調査報告書に記載されている内容が明らかに事実と反していても、その調査報告書を訂正する機会すら与えられないのである。

「継続性の原則」、つまり子供を最初に連れ去り、切り離しを行った状態を継続させることが子供の最善の利益を保証するという、世界に例がなく、客観的に何の根拠もない、不平等な取扱いがわが国では日常化している。子供を連れ去られた親が客観的な事実を主張しても、その主張自体が「夫婦間の葛藤」を生み、それが「子供の最善の利益」に反するという、世界中で長年行われてきた「子供の利益」に関する研究結果とは真逆の論理

によって、そうした客観的な事実が受け入れられることはほとんどない。

ちなみに、児童の権利条約第3条には、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」と明記されている。

この先進国では例外的な、一方の実父母を養育から排除することが可能な「排他的単独養育」の権利（「単独親権」「単独監護権」）を母親が得ることが多く、この排他的単独親権に基づいた子供の養育費の中から弁護士が報酬を得ることが禁じられていないため、金銭的利益のために連れ去り、切り離しをアドバイスする弁護士が後を絶たないのである。

ちなみに、ある法律事務所の宣伝広告には、「弁護士があなたに代わって養育費を回収するので、『元配偶者には会う必要はありません』『費用は『成功報酬』—毎月の養育費の3割支払うだけ』と書かれている。このようなあくどい利権構造を断ち切る必要がある。

また、児童相談所には、親子を切り離した施設に収容した子供の数に応じて金銭が付与される。親子を切り離す実績に応じた金銭を得る児童相談所が、その親子の切り離しを行う判断を自ら行っているのである。裁判所には、切り離しを行う判断をする機能もなければ、その判断が金銭的な関わりがない独立した機関によって検証されることもない。

4 国際的に糾弾される「拉致司法」—安倍首相に直訴した各国首脳

こうした世界の常識に反する日本の異常さが、国連の委員会のみならず、世界各国から非難の集中砲火を浴びている。次に、この憂うべき現状について報告する。

まず、2018年3月に、欧州連合加盟国26カ国の在日大使が日本の法務大臣に、子供の権利保障のために早急な措置を求めた。そして、欧州連合（EU）議会では、2020年2月に日本の親子問題の現状が子供の「人権侵害」として正式に報告され、EU日本戦略的パートナーシップにおける人権条項違反として、同パートナーシップの凍結、日本人のEUへの渡航に際するビザ免除の停止も含む、日本への制裁が検討された

また3月19日、米英仏伊独並びにニュージーランドなどの大使館が、日本における「子供の連れ去り」⁽⁷⁾「共同養育権」の実現の問題のみを議題として会議を行い、英独伊はこの問題により、日本への渡航に注意喚起を正式に発表した。

さらに、2019年3月、フランスの国営テレビは、「日本、誘拐された子供たち」と題する番組で、「フランス人男性約百人が、日本人パートナーに子供を誘拐され、2人が自殺した」と報じた。そして、2019年6月、フランスのマクロン大統領が安倍首相に日本人妻の「実子誘拐」について問題提起し、「容認できない」と直訴した。イタリアのコンテ首相やドイツのアンゲラ・メルケル首相もまた、同月に開催されたG20のグループ会議で、子供に対する両親の権利について安倍首相に懸念を表明した。さらに2020年の1月、オーストラリア政府が日本の法務省に対して、家族法を速やかに改めるよう要請し、同国の家族法機関による、日本の家族法改正への専門知識とサポートの提供の申し入れも行われた⁽⁸⁾。

また、『Hanada』6月号の池田良子「ハーグ条約を“殺した”人権派弁護士たち」によれば、令和2年3月24日の参議院法務委員会で、驚くべき事実が報告された。2018年5月15日、パリにおいて、外務省と日本弁護士会が「国際結婚に伴う子の親権（監護権）とハーグ条

約セミナー」を開催し、実子誘拐を指南した⁽⁹⁾というのである。

ハーグ条約とは、正式には「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」と言い、国際的な実子誘拐問題を解決するため、子供の元居住国への返還手続や親子の面会交流の実現などについて定めたものである。

このセミナーにおいて、日弁連から派遣された芝池俊輝弁護士がフランス在住の日本人（主に母親）に、「DVの捏造を指南する時に利用する3点セット」について講演した。池田論文は、「3点セット」について、次のように説明している。

＜病院の診断書は、「ストレス性腸炎」などの病名で頼めばすぐに発行してもらえる。DVシェルターに「入っていた」という事実も、日本の裁判所では証拠になる。警察や婦人相談所へ「相談した」という事実も証拠として使える。この3点を使えば、まったくDVがなかったとしても簡単にDVの証拠を捏造できるし、日本の裁判所はDVの事実認定をしてくれる。つまり、芝池弁護士が言いたいことは、自分の指導に従い日本に子どもを誘拐してくれば、あとはDVを子の返還拒否事由に入れ込んだ「国内実施法」と、虚偽のDVでも事実認定する「日本の裁判所」の運用とを利用して子どもを返還しないで済むのだ＞⁽¹⁰⁾

4月16日、この芝池弁護士の指南通りにやれば、実子誘拐が成功することを事実上認めた最高裁判決が出た。4年前に日本人の母親が子供をロシアから連れ去り、ロシア人の父親の許に戻す東京高裁決定を最高裁が破棄し、子供の返還拒否を決定し、審議を高裁に差し戻したのである。

5 ハーグ条約「不履行国」に認定した米国務省

令和元年9月1日から産経新聞は「子と親の離別—揺らぐ親権制度」と題する特集記事を3回連載し、9月16日付『正論』欄に、日本大学の先崎彰容教授の「司法は『家族』を取り戻せるか」と題する、注目すべき論考が掲載された。

同連載記事によれば、欧州連合（EU）26カ国の駐日大使は2018年3月、日本で離婚した加盟国出身の親が子供と面会できないケースとして、子供の権利に注意を払うよう求める書面を当時の法相に提出した。米国務省は2018年5月、国際結婚破綻時の子供の連れ去りに関する年次報告で、日本を離婚などで国境を越えて連れ去られた子供の取扱いを定めたハーグ条約の「不履行国」に日本を認定した。

また、国連の「児童の権利委員会」は2019年2月、日本政府に対し、外国籍の親も含め離婚後の共同養育を認める法改正や別居親との接触を続ける方策を実現するよう求めた。日本で生活中に子供を連れ去られたイタリア人とフランス人の父親は2018年12月、海外からの批判が高まっているのは「裁判官の責任」とする公開質問状を最高裁長官に提出し、ハーグ条約などに照らしても、同居親を優先する「監護の継続性」を重視して連れ去りを実行した親に親権を与える判決は不当だと訴えた。

息子に会えないままワシントンに暮らす男性は、「日本の制度は子の発達よりも同居親の希望を最優先している」と嘆く。「妻に子を連れ去られた夫の叫び」と題する令和元年8月23日付ヤフージャパンのトップニュースは、子育てに積極的な「イクメン」の夫が、ある日突然、妻に子供を連れ去られ、子供と面会できなくなったことを報じていた。

6 離婚後単独親権制度の弊害—子供に与える影響

「児童の権利条約」は第9条1項で、「締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する」、同3項で「締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する」と規定している。

しかし、厚生労働省の「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」によれば、子供が非監護親と面会交流をしている割合は、母子世帯で29.8%、父子世帯で45.5%に過ぎない。

カリフォルニア州北部の中流階級の131人の離婚家庭の子供たちを、1971年から25年間にわたって追跡調査したジュディス・ワラースタイン (Judith S. Wallerstein) 等のコホート研究⁽¹¹⁾によれば、定期的に面会交流を継続したグループの子供が、最も心理的に健康であることが明らかになった。⁽¹²⁾

両親の愛情を等しく受けて成長する権利が子供にはあるが、一方の親から強制的に引き離され、その後の関係を遮断されることで、成長するための一方の親との愛着形成が奪われている。海外の離婚後の共同養育に関する科学研究によって明らかになっているように、親の紛争に巻き込まれた片親疎外の子供のベイカー(Baker) 調査によれば、面会交流をしなかった子供は、自己肯定感が低下し、社会的不適応、抑うつなどで苦しむという。⁽¹³⁾

また、大正大学の青木聡教授も面会交流の有無が子供に与える影響、家族の現況が子供に自己肯定感、親和不全を与える影響などについて、実証的なデータを用いて定量的に分析し、次のように指摘している。

(1)「親が離婚した家族」の子供は「両親のそろっている家族」の子供よりも、「自己肯定感」が低く、「親和不全」が高い。

(2)「面会交流なし」の子供は「両親のそろっている家族」の子供、そして「面会交流あり」の子供よりも、「自己肯定感」が低い。

(3)「面会交流なし」の子供は「両親のそろっている家族」の子供よりも、「親和不全」が高い。⁽¹⁴⁾

神戸親和女子大学の棚瀬一代客員教授によれば、監護親と子供の境界のない癒着した状態は、子供の思いへの共感力の欠如であり、子供の思いを自分の思いで支配し、子供を監護親の思いに服従させてしまう行為である。これは「心理的虐待」であり、片親疎外の病気である⁽¹⁵⁾。

ひとり親家庭の貧困問題は、子供の進学や就職に影響を与えるだけでなく、経済格差の世代間継承につながっており(「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査(「第1回子育て世帯全国調査」) 2012、独立行政法人・労働政策研究機構)、不登校の子供がいる母子世帯は、ふたり親世帯の3倍を超えている⁽¹⁶⁾。

また、母子世帯の子供が短大・大学まで進学する機会は、ふたり親世帯の6割にとどまり、このような貧困や非監護親との関係断絶などを背景に、少年院に入所する少年の約半数はひとり親世帯の子供で、母子世帯の少年は4割を超えている⁽¹⁷⁾。

表1 世帯類型別の非行少年出現率(2010年)

	a	b	b/a	
	10代人口 (人)	少年の刑法犯 検挙・補導人員 (人)	刑法犯出現率 (対千人)	倍率
両親あり の世帯	8,318,382	65,791	7.91	1.00
母子世帯	1,432,581	29,843	20.83	2.63
父子世帯	175,108	6,893	39.36	4.96

*総務省「国勢調査」、警察庁「犯罪統計書」より作成。(共同養育支援法全国連絡会資料)

*総務省「国勢調査」、警察庁「犯罪統計書」より筆者作成。

さらに、世帯類型別の非行少年の出現率は、表1の通りであり、ひとり親家庭と子供の非行との関連について、日経DUALの記事は、「母子世帯からは通常の2.6倍、父子世帯からは約5倍の確率で非行少年が出ていることがわかります。片方の親の不在と非行がどう関連するかですが、生活の主要な場である家庭において、情緒安定機能が十分に果たされていないことが原因だとよく言われています⁽¹⁸⁾」と報じている。

さらに、Bausermanによる33件の研究のメタ分析論文によれば、情緒的安定、対人関係、自己肯定感、学業成績など多数の側面で、共同養育の方が単独養育よりも子供の社会適応が良好であることが判明している。⁽¹⁹⁾

また、Nielsenによる60件のメタ分析調査によって、両親間の葛藤が高いと評価される場合でも、共同養育は単独養育よりも子供にとって好ましく、両親・継親・祖父母との関係の質が子供の良好な精神発達と密接に関連していることが明らかになっている。⁽²⁰⁾

Krukは片親疎外⁽²¹⁾に関する研究のレビュー論文で、片親疎外は児童虐待であり、親権が一人の親にしか認められない法制度のもとで生じやすいと指摘している。⁽²²⁾

また、Warshakは110件の離婚後の共同養育に関する研究のレビュー論文で、1970年ころまでの研究は母子関係に偏重し、母親からの分離は子供に長期的なダメージを与えると考えられていたが、1970年代から1990年代のアメリカにおける研究結果から、子供たちは離婚後、父親とより多くの接触を望んでいたことが明らかになったという趣旨のことを述べている。⁽²³⁾

7 離婚後の子の養育に関する海外法制度・運用状況

(1) 離婚後の親権行使の態様⁽²⁴⁾

G20を含む海外24カ国の離婚後の親権制度や子の養育の在り方に関する基本調査(法務省民事局、2020年4月)によれば、印及びトルコでは単独親権のみが認められているが、その他の多くの国は単独親権だけでなく共同親権も認められている。

共同親権を認めている国の中では、①裁判所の判断などがない限り原則として共同親権とする国(伊・豪・独・フィリピン・仏など)、②父母の協議により単独親権とすることもできる国(加ブリティッシュコロンビア州・スペインなど)、③共同で親権を行使することはまれな国(インドネシア)の例がある。なお、英及び南アフリカ

では、父母のいずれもが、それぞれの親権を単独で行使できる。

(2) 離婚後に父母が共同して行使する親権の内容

①内容に限定のない国(スイス・フィリピン・米ワシントンDC)、②子にとって著しく重要な事柄などと抽象的に定める国(独)、③共同行使する内容を具体的に定める国として、伊(教育、健康、子の居所の選択)、メキシコ(財産管理権)の例がある。

(3) 離婚後の共同親権の行使について父母が対立する場合の対応

最終的に裁判所が判断する国が多い(英・独・ブラジル・米ワシントンDC)が、それに加えて、当事者が予め紛争解決方法を決めておくこともできる国(韓国)や、行政機関が助言・警告などをする国(タイ)もある。また、裁判所の判断に当たり、外部の専門家や関係機関の関与が認められている国(伊・豪・スウェーデンなど)もある。

(4) 協議離婚制度の有無⁽²⁵⁾

協議離婚が認められていない国(英・独・豪・スイス・アルゼンチンなど)が多い。これに対し、中国、タイ、サウジアラビアなどでは協議離婚が認められており、ブラジル、露では未成年の子がいない場合に限り、協議離婚が認められている。

(5) 離婚時に取決めをする法的義務の有無・内容

① 面会交流の取決め⁽²⁶⁾が、法的義務ではない。

取決めをすることが法的義務とはされていない国が多い(英・独・仏・露・タイ・アルゼンチン・米ニューヨーク州)。これに対し、韓・豪・蘭などでは法的義務がある。なお、法的義務とされていない場合でも、離婚のために裁判手続きを経る過程で、離婚を認める条件や共同親権に関わる内容として、面会交流に関する取決めがされている例がアルゼンチン、タイではうかがわれる。

② 養育費の取決め

韓・豪・蘭などでは法的義務とされているが、法的義務ではない国が多い(英・独・仏・スペイン・ブラジル・加ケベック州・米ニューヨーク州など)。

(6) 公的機関による面会交流についての支援の有無・内容⁽²⁷⁾

支援制度がある国がほとんどである。具体的な内容としては、父母の教育、カウンセリング、面会交流が適切に行われるよう監督する機関の設置などが挙げられる。これに対し、タイ・フィリピンなどでは支援制度がない。

(7) 離婚後に子を監護する親が転居をする場合の制限の有無・内容⁽²⁸⁾

転居に裁判所の許可又は他の親の同意を要する国が多い(伊・独・韓・蘭・米ニューヨーク州など)。これに対し、豪・タイ・中国などでは制限がない。

8 注目すべき台湾の家事事件法—中華国民民法

特に中華国民民法で注目されるのは、第一に、第1084条に「子供たちは両親を敬うべきです。両親は未成年の子供を保護し、教育する権利を有します」と明記されていることである。次に注目されるのは第1055条で、未成年の子に対する権利義務の行使又は負担は、夫婦の協議により、一方又は双方が共同してこれに任じ、協議不成立の時は、裁判所が夫婦の一方、主管機関、社会福祉団体、その他利害関係者の請求によるか、職権により決定することができる(同第1項)。

第三に、裁判所は、協議内容が子に不利である場合（同第2項）、権利と義務を行使又は負担する当事者の一方が、養育を保護する義務を果たせなかった場合、又は未成年の子に不利益をもたらした場合（同第3項）、に協議を改めたり、義務の内容及び方法を決定することができる（同第4項）。さらに、未成年の子と親との面接交渉の方法及び期間を決定し、又面接交渉が子の利益を妨害する時には、変更することができる（同5項）。

2013年12月11日の法改正により、1055条の1の第1項6号に、「父母の一方が未成年者の子に対する他方の権利義務の行使又は負担を妨げる行為の有無」、7号に「各民族集団の伝統的習俗、文化及び価値観」が加えられた。さらに第1項の本文が「裁判所が前条の裁判を為すときは、子の最善の利益に従い、一切の情状を斟酌しなければならない」とされ、以下の第2項が新設された。

「前項の子の最善の利益の斟酌について、裁判所は、ソーシャルワーカーの訪問報告または家事調査官の調査報告を参考にすることができ、また嘱託により警察機関、税務機関、金融機関、学校その他の関係機関・団体又は関連専門知識を有する適当な者が特定の事項について調査を行った結果に基づき、これを認定することができる⁽²⁹⁾。

第四に注目されるのは、フレンドリー・ペアレント・ルール（善意父母原則）を採用していることである。父母が子供を奪い合うことがあり、時には、訴訟前や訴訟中に子供を隠したり、海外へ連れ去ったり、子供の所在を告げないなどの不当な行為が行われることがある。これによって子供と生活を共にする機会を得ることができ、親権者を定める場合の「継続性の原則」を満たそうとすることもある。

そこで、1055条の1の第1項6号に「善意父母原則」を導入したのである。父母のどちらが「善意」で「子供の最善の利益」を第一にして行動しているかを裁判所に斟酌、評価させ、親権を定める判断根拠の1つとした。面会交流の妨害なども、上記原則の導入により、親権者変更の申し立て理由になる⁽³⁰⁾。

第五に注目されるのは、家事事件法で新たに設けられた履行勧告の一態様として、促談会議という再協議の場があることである。裁判官、カウンセラーやソーシャルワーカーの資格のある調停委員、当事者が集まって、なぜ履行ができないのか原因を話し合い、履行に関する新たな合意を促し、債務者が自ら進んで履行できるようにした⁽³¹⁾。

9 親教育プログラムの義務化—台韓米の先駆的取組

第六に注目されるのは、「親教育」の取組である。新北地方では全離婚の87%位が協議離婚で、親権者、養育費、面会交流を定めなくても協議離婚ができる。家事調停、和解、審判に進めば、子供の利益を尊重した解決を志向できるが、協議離婚では当事者がこれらの事項について合意することが当事者の任意に委ねられている。

そこで、親教育の義務化に関する国家科学委員会からの委託研究が始まっている。親教育を受けたことを協議離婚の要件とするもので、父母が親教育を受けることで、親権者の定め、面会交流などの協議と合意形成を可能にすることを狙っている⁽³²⁾。

日本の制度を導入してきた台湾や韓国で、日本よりも先駆的取組がなされていることは注目に値する。韓国の法制では、離婚意思確認の申請をし、親教育を受けてから3か月以内に、親権者、主たる養育者、養育費の分担、面会交流の実施方法を協議しなければ

協議離婚ができないという制度になっている⁽³³⁾。

ちなみに、離婚後の親教育は、1960年代後半からアメリカで、離婚紛争による子供への影響の軽減、離婚後の親子の交流の重要性等を両親に伝える目的で開発され、家庭裁判所が中心となって導入された。現在においても、離婚時に裁判所は親教育プログラムの受講を父母に義務づけ、あるいは強く奨励している。

親教育プログラムの目的は、(1)離婚が子供に与える影響を知る、(2)離婚後に父母が子供の養育に継続して関与することの大切さを理解する、(3)元パートナーと協力して子育てをするために必要な知識やスキルを身に付ける、(4)共同養育は、親のメンタルヘルスにも良い影響を与えることを学ぶことにある⁽³⁴⁾。

米フロリダ州公認のオンライン親教育プログラムの著作権を得て、日本における離婚と親教育プログラム「リコンゴの子育て広場」に導入した小田切紀子氏は、離婚した人や離婚を考えている家族、あるいは家族支援の専門家を対象に、離婚が子供と親に与える影響と、離婚後に子供のために父親と母親が協力して子育てをするための方法やコツを伝える共同養育講座を公開し、1年間で300人を超える受講者がいる。単独親権制度を取り、離婚後の共同養育が浸透していない日本では、元配偶者と協力して子育てする方法を学ぶことは極めて重要である。

10 共同親権のメリット・デメリットの論点

次に、子供に対する親権を父母の双方が持っている「共同親権」のメリット・デメリットについて考察したい。まずメリットについては、(1)子供が両方の親と関われる(2)養育費の支払いがスムーズになる(3)両親が協力して子供の養育や教育ができる。デメリットとしては、(1)二重生活で子供に負担がかかる(2)両親の教育方針が異なる場合にもめる(3)両親の教育方針や文化が異なると、子供が混乱する(4)遠方への引っ越しが困難となる(5)子供が「居場所がない」と感じたり、気を使ったりする、などが挙げられる。⁽³⁵⁾

共同親権の最大の問題点は、共同親権の導入の仕方次第で戸籍制度の崩壊、ひいては日本の家族の形が崩壊しかねない点にある。共同親権制度と戸籍制度を整合させる必要があるが、この点については、家制度に重点を置き戸籍制度も機能しながら、共同親権制度を導入したり、他方の親と友好的な関係を築くことができる方の親が親権者にふさわしいという寛容性の原則「フレンドリー・ペアレント・ルール」を採用したりしている台湾の共同親権制度モデルが参考になろう。

共同親権の導入に強く反対する藤木俊一氏は、共同親権の問題点について次の3点を挙げている。

- (1) 簡単に離婚する可能性が高くなる。
- (2) 離婚のハードルを下げると、結局は、「子どもが一番の被害者」になる。
- (3) 日弁連や左翼活動家が、国連やその他において推進している「(選択的)夫婦別姓」等が、万が一合法化されれば、離婚しても外形的变化がないために、簡単に離婚する可能性が高くなる。

日弁連などは「戸籍法の廃止」を唱えている。自動車運転免許証から「本籍地」が消えたのも、その布石なのだ。「共同親権の国フランス」では、子どもを持つ親の70%が、離

婚しているか未婚である。私は日本をそのような国にはしたくない、と主張している⁽³⁶⁾。

藤木氏によれば、今の裁判所の運用では、子供を虐待する親であったとしても、子供を先に連れ去ることによって親権を得ることができる。その後、子供が親権を失った親のところへ逃げてきたとしても、親権者ではないが故にわが子を助けることは極めて困難である。しかし、そもそも裁判所における法の運用自体がおかしいのであって、この点を改善せずに、対処療法的に共同親権を推進することは問題だという。

実際、離婚後原則共同親権のフランスでは、嫌がらせ目的で子供の進学、転校、住居移転、子供手当の受給、その他様々な共同親権に纏わる権利に関する同意事項を濫用し、両親が、同時にいくつもの訴訟合戦に陥り、本来子供の教育のために使われるべきお金が訴訟に費やされ、弁護士だけが利益を得るといった事態が多々生じているという。

また、スイスを事例に取れば、別居親が養育費を2ヶ月連続で支払いを怠った場合は、運転免許の停止、国境を越える移動の制限などを課しているという。(これによって、一ヶ月おきに支払われるなどの問題も起きている)

共同親権に関する負の部分に関する調査をせずに、また、その対策を講じずに共同親権にすれば、新たに様々な問題が起きる可能性があるとして注意喚起をしているが、傾聴すべき指摘といえよう。

わが国でも実子を誘拐した同居親が親権を濫用し、別居親に対する嫌がらせ目的で、子供と別居親とを会わせないという事態も多々生じており、これに対して裁判所は月1回の面会交流の相場や写真送付のみの間接交流などを創設し対応している。以前は、日本でも「親権」と「養育権」を分けていたが、この両方の権利において争いが絶えないために、一本化されたという経緯がある。(MYパートナーズ法律事務所・森山弘茂弁護士)

このように実子誘拐や親権を濫用する親は、親権制度がいかにあるとも、自らの利益のために子供を犠牲にする。このような親に対し、裁判所が寛容である限り、離婚後親権制度を変えても、何ら問題は解決せず、新しい親子切り離し利権を創設することにとどまると予想される。

現在、夫婦間に弁護士が入った時点で弁護士主導の離婚が勧められる。これが、弁護士の経済的利益に資する為である。従来、夫婦間に問題が発生した場合は、仲人や親、親戚などに相談をし、解決策を模索し、年長者であるこれらのものが調整を行い、全体の利益を見渡して解決してきたが、現在では、弁護士が介入した時点で、子供のためではなく弁護士の利益のために、すべてが犠牲になっているのである。

そこで、藤木は「子供のために離婚しない」という日本の美德を後押しできるならば、これが最善であるとして、以下の9つの防止策を提案している。

- (1) 一方の配偶者(親権者)の許可なく別な家に移動し生活した場合は、裁判所ないし警察が、「未成年者略取誘拐罪」等、違法性を問うように法の運用ないし法律そのものを変える。
- (2) 弁護士の養育費・婚姻費からの「ピンハネ」を違法とする。
- (3) 子どもがいる親が離婚届を出す時に「共同養育計画書」の提出を義務づける⁽³⁷⁾。
- (4) 親権の定義に義務を明記する。特に子供に関する養育義務。
- (5) DV認定の運用を変更する…警察によって双方からの聞き取りを義務づける。この場合、国は主要警察署に「DV調査課」を設置し、刑事事件のみではなく民事でも

対処できるようにする。この民事とはいわゆる「モラハラ」と言われる精神的DVや経済的DVなどである。特に、被害を主張する側の精神鑑定も場合によっては行う強制力を持たせる必要がある。

- (6) 事件を担当した裁判官は、退官前3年間担当した裁判のいずれの側の弁護士事務所にも、退官後3年間は就職できないことを法制化する。
- (7) 実際にDVに苦しむ配偶者に対する確実な保護策を講じる。
- (8) 面会交流を多くさせる方の親に親権を渡すことに重点を置く「フレンドリー・ペアレント・ルール」を明文化する。
- (9) 養育費の支払いは、子供名義の通帳を作成し、そこに入金する。⁽³⁸⁾

(6)に関連して、連れ去り事件裁判で「離婚弁護士を裁判で勝たせる見返りに、退官後その離婚弁護士の事務所に再就職した」実例がある、と藤木は述べている。

こうした藤木氏の指摘についても十分に論議したうえで、戦略的に「共同親権」「共同養育」「実子誘拐・配偶者暴力対策」「ハーグ条約国内実施法の改正」をいかに推進していくかについて検討する必要がある。

11 男女平等とは何か―「逆転した男女差別」「究極の男女不平等」

先崎教授は、「リベラルVS保守の立場を超えて、あまりにも単純な男女観、父母観から抜け出さねばならない」「男女平等とは何か」「家族とは何か」こそが問われていると、次のように訴えるが、核心を突いた指摘といえる。

＜第一に、この事件は夫婦間の軋轢が問題であり、子供への暴力性は皆無である。だとすれば、子供たちは母親を愛するのと同様に、父親を愛する権利をもっている。ところが、私たちは母親が女性というだけの理由で、養育するのを「常識」にしている。だがこれは究極の男女不平等ではないか。

男女の機会均等や不平等をめぐる議論は、圧倒的に「女性の権利が奪われている」という図式でなされる。それが逆転した男女差別が、この「単独親権」なのである。夫＝男性＝親権不適格者という「図式」だけでは解決が不可能になったのだ。リベラルな立場の人たちは究極の男女平等を追求するために、ぜひとも父母双方に子供と交流する機会を！と訴えてほしい。

第二に、夫が男というだけで養育の権利を奪われ、「家族」が解体してしまうことが問題である。家庭裁判所の現場でも、未だに「単独親権」、つまり母親の権利だけが重視されている。裁判官までもが女性＝親権を持つべきだという男女観、無意識の「常識」に取り込まれている。>⁽³⁹⁾

父親も育児に積極的に参画し、共同して監護する「家庭における男女共同参画」が推進されている中で、離婚という夫婦間の事情で親権（母親が9割以上取得している）を一方の親から奪い、一方の親を子育てから排除する社会制度や慣行は、男女のどちらか一方を不利にする状況をもたらし、男女共同参画の趣旨に反する。

また、詳しくは後述するが、養育費の義務化のみをことさらに主張して「共同養育」を軽視し、共同親権に反対する主張を一部の女性団体などがしているが、これは「男性は仕事だけしてお金だけ出せば良い」という、男女共同参画の理念に反する差別意識が背景に

ある。

このような歪んだ「逆差別」意識を解消していく必要がある。男性をATMのように扱う主張は明らかな人権侵害であり、このような考え方が男性差別であるという認識を社会に広く浸透させる必要があるだろう。

12 実子誘拐の禁止と共同親権の導入

6月2日に自民党女性活躍推進本部のメンバーは安倍首相と面会し、養育費の不払いをなくすため、原則、離婚前に養育費の金額を決めることを義務づけ、DVなどによって夫婦で協議できない場合は、子供の人数や収入などに応じて、自動的に養育費を算出する仕組みをつくり、自治体の相談窓口を強化し、内閣官房に養育費の不払い対策に取り組むよう求める提言書を手渡した。これに対して安倍総理は、「養育費の確保は、子供の育成を支援していく意味で重要だ。関係省庁に取り組みを加速するよう指示したい」と述べたという。

単独親権が養育費不払いによる子供の貧困、実子誘拐を誘引しているのだから、養育費の徴収を義務化するのであれば、実子誘拐の禁止と共同親権制度の導入（面会交流の義務化）を一体として進めなければならない。単独親権の最大の問題点は、子供と一方の親との関係を断ち切ってしまう、子供の安全を守れないことにある。児童虐待の多くは同居の「ひとり親」か「継父母」であり、単独親権では子供を虐待から守ることができない。現在、先進国で単独親権なのは日本のみであり、「諸悪の根源は『単独親権』」⁽⁴⁰⁾といえる。子供の健全な育成のためには、金銭のみならず心の支援も必要不可欠である。両方の親から愛情を受けて育つことが、子供の福祉そして「最善の利益」につながる。

共同親権ではDVを受けている女性が子供を連れて逃げることができなくなり、DVから女性をも守れないというが、現行制度では、DVに対する法的措置は裁判所による「接近禁止命令」しかなく、本当の配偶者暴力被害者を救うことはできない。それ故に、「配偶者暴力罪」を創設し、DVを刑事罰化する必要がある。

さらに、共同親権では、高葛藤の元夫婦が離婚後も争い続けることになり、子供が不幸になるというが、「離婚した元夫婦が子育てを協力して行うことは無理」という「思い込み」が背景にあり、弁護士らが夫婦を高葛藤にして協力できないように煽って、相談手数料を得ているという実態がある。

それ故に、「実子誘拐罪」を創設し、法律で離婚時の「共同養育計画書」の作成を義務付け、公正証書化する必要がある。

ちなみに、沖縄県読谷村議会は2011年6月21日、「別居や離婚後の共同親権・共同養育及び親子の面会交流に関する法整備と支援を求める意見書」を政府に提出し、「共同親権に移行した国々では、“緊急性のない親子の引き離しは、子どもへの虐待である”との認識に沿った法整備がされており、別居や離婚後でも、双方の親や祖父母が子どもと交流し、昨今起っているような虐待の抑止力にもなっている」として、次の2点を要望している

- (1) 民法第819条を改正し、本質的に別居や離婚後も親の子どもへの権利義務は平等であるという視点から、双方の親の養育の権利と責任を明確にする別居や離婚後の共同親権・共同養育制度を導入すること。

(2) DVや虐待に十分配慮した上で、別居や離婚後も双方の親が子どもへの養育に関わることができるように、面会拒否に対する強制力の付与など実行性のある別居や離婚後の親子関係の維持に資する法制度を導入すること。

日本人と結婚した多くの外国人が実子誘拐の被害にあっている。日本は「子供の拉致国家」であるとの認識が国際社会に広がりつつあり、諸外国も公然と非難するに至っている。このまま放置すると大きな外交問題に発展しかねず、その意味でも早急に対処する必要がある。

13 結論—男女共同参画会議での問題提起

「人権派弁護士」らによる「実子誘拐ビジネス」が社会問題化している。彼らは離婚事案が発生した場合、一方の親（多くは母親側）に実子を囲い込み、単独親権制度を盾に、もう一方の親（多くは父親）との関係の断絶を教唆し強制する。その際「養育費」を請求し、驚くべきことに、その一部を定期収入として確保し、莫大な政治活動資金に充てている。彼らは政治活動資金を確保するために、「子供を暴力から守るため」を隠れ蓑に、積極的に両親と実子を切り離す。これが「実子誘拐ビジネス」と言われるゆえんである。単独親権が悪用されている。

そこで、7月2日と21日に内閣府で開催された男女共同参画第5次基本計画策定専門調査会に、この実子誘拐問題について「意見書」⁽⁴¹⁾を提出し、以下のように問題提起した。

第5次基本計画を策定するに当たって、7月7日に閣議決定された、来年度予算の基本的方向性を決める「骨太の方針2020」と7月8日の日本における子供の連れ去りに関するEU欧州議会本会議決議という最新動向を踏まえる必要があるので、緊急に「意見書」を提出した。

「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」(素案)の第11分野「男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」の「基本認識」の冒頭に、「男女共同参画社会基本法第7条では、我が国の男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならないとされている」と明記されている。

この観点から「共同親権に向けた国内法令改正を促す」決議を採択したEU欧州議会決議、並びに、「共同養育権」を行使できるように勧告した国連の児童の権利委員会への対応策についても真剣に検討する必要がある。

これらの決議や勧告の背景には、男女共同参画という世界共通の考え方があり、これらを真摯に受け止め、我が国の家庭における男女共同参画の遅れを取り戻す良い契機とすべきである。ちなみに、法務省の4月の調査によれば、調査対象国24カ国中、単独親権はトルコとインドのみであり、日本は世界の中で見ると極めて異例であり遅れている。

EU欧州議会決議の日本に対する不信感の背景には、共同親権や面会交流などに関する世界の常識と日本の常識があまりにもかけ離れているという問題がある。欧米諸国では、離婚後も子供が両親との関係を維持することが「子供の最善の利益」の保障につながるという実証的知見を蓄積している。

諸外国では国が「共同親権」と「面会交流」を保障しており、日本では面会交流は1ヶ月1日数時間程度と一律に決められることが多いが、諸外国は「子供の最善の利益」を保証

するための発達心理学等の科学的知見に基づく、発達段階に応じた面会交流の頻度と時間が決められている。

また、欧米諸国では、離婚後も子供が両方の親との関係を維持することが、子供の健全な人格形成に資するという実証的知見を蓄積していることが、東京国際大学の小田切紀子「海外の離婚後の共同養育に関する研究報告」によって明らかになっている。

こうした世界の最新動向を踏まえて、「共同親権」「共同養育」「面会交流」等について議論を積み重ねて、説得力ある国際発信をしないと、我が国に対する根強い国際的な不信感を払拭することはできない。

7月21日の専門調査会では、「共同親権については様々な意見があるから、第5次基本計画には盛り込むべきではない」という反対意見も出されたが、メリット、デメリットについて、この問題の当事者や諸団体からのヒアリングを十分に行った上で、慎重に議論を積み重ねて、EU欧州議会決議、国連の委員会勧告に明確に答える必要がある。

具体的な解決策としては、「共同親権制度」を導入し、「配偶者暴力罪」と「実子誘拐罪」を創設して、DVを刑事罰化するとともに、法律で離婚時の「共同養育計画書」の作成を義務付けて公正証書化する必要がある。

10月から11月にかけて開催される国連の自由権規約委員会に、この問題に関する意見書を提出する準備が進められており、これまでに4回対策会議が行われているが、本論文で紹介した台湾、韓国、アメリカ、日本における「親教育」の最新動向を踏まえた、この問題に焦点を当てた、日本発の「親になるための学び」「親としての学び」の国際発信も必要であろう。

おわりに — 「連れ去りビジネス」の思想的・政治的背景

一見「歴史認識問題」とは関係がないように見える実子誘拐問題論文を歴史認識問題研究会の研究紀要に掲載した理由は何か。それは、この問題の当事者A氏から大量の資料が届き、次のように書かれていたからである。

＜慰安婦は囲い込まれてしまい、マスコミや関係者が接触できないようにされています。「連れ去りビジネス」も全く構図が同じです。最初から、「財産分与」と「養育費」の3割を取るのが目的です。私も娘に会いに学校に行きました。警察を呼ばれて、娘は無理やり転校させられ、7年間学校に行っておりません。これは明らかに「児童虐待」です。祖母もうつ病になり8年間入院しています。これは明らかに犯罪です。慰安婦捏造をやっている組織がこのビジネスをやっており、韓国の反日団体「挺対協」や親北朝鮮の一般社団法人「希望のたね基金」、日本キリスト教婦人矯風会等のDV防止法制定に深く関与した団体と関わりがあります。私一人の力ではどうすることもできません。＞

「希望のたね基金」は、日韓の若者の交流と記憶継承事業を通し、次世代の希望を育てることを目指して、韓国で2016年6月9日に設立された「日本軍性奴隷制問題解決のための正義記憶財団」の募金キャンペーン事業の一環として、日本の市民が立ち上げた団体である。

同財団は、韓国挺身隊問題対策協議会（挺対協）が中心となって設立され、尹美香^{ユンミヒャン}挺対協常任代表（李容洙^{イヨンス}元慰安婦に訴えられた現国会議員）が理事を務め、慰安婦問題の記録

保存・研究事業などに取り組み、2年後に挺対協と組織統合し、「日本軍性奴隷制問題解決のための正義記憶連帯」(略称「正義連」)に名称が改名され、尹美香が代表に就任した。

2019年6月9日に早稲田大学で開催された「希望のたね基金」主催のイベントに「トークゲスト」として招かれた尹美香氏は、「日本軍性奴隷制問題解決のための正義記憶連帯代表」として、中央大学の吉見義明名誉教授とともに登壇している。

一般社団法人「希望のたね基金」の設立記者会見のプログラムによれば、同法人の代表理事の梁澄子^{ヤンチンジャ}日本軍『慰安婦』問題解決全国行動共同代表、尹美香常任理事とともに、櫻井よしこ・西岡力氏を訴えた元朝日新聞記者・植村隆裁判の170人の弁護団の副団長を務めた角田由紀子弁護士が、同基金の顧問として登壇していることが注目される。

また、米メリーランド州立大学のエドワード恵美講師によれば、「連れ去りビジネス」に関係のある全国の民間シェルターの7割は「全国女性シェルターネット」の傘下であり、この団体の住所は平成26年まで日本キリスト教婦人矯風会と同じで、全国シェルターネットの元代表の大津恵子氏(男女共同参画会議「女性に対する暴力に関する専門調査会」元委員)が矯風会の元理事だったりすることもあり、全国シェルターネットが矯風会の傘下団体であることは間違いないという。

シェルターから逃げてきた母子たちが証言しているように、婦人相談所などの公的機関も関与して、組織的に冤罪を作り出し、何の罪もない夫を「DV夫」に仕立て上げる恐ろしい仕組みができています。

矯風会は、1886年に一夫一婦制や公娼制度廃止を目的として設立された団体で、緊急一時避難シェルター「女性の家HELP」と、中・長期DVシェルター「ステップハウス」を運営している。矯風会は「慰安婦問題」の火付け役を自認しており、東海林路得子ステップハウス所長は女性国際戦犯法廷を主催した「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク共同代表も務めた人物で、挺対協等による日本政府に対する抗議集会「水曜デモ」も支援している。この矯風会は、2002年から男女共同参画推進連携会議に「団体推薦」として代表を送り込んでいるという⁽⁴²⁾。

ちなみに、『女性への暴力防止・法整備のための国連ハンドブック』を編集したのが「矯風会ステップハウス」で、角田由起子弁護士も編集に深くかかわっている。過激な反政府活動で知られる「人権派弁護士」たちが、「DVから子供を守る」という大義名分を隠れ蓑に、「実子誘拐ビジネス」を推進し、莫大な反日政治活動資金に充てている偽善を許してはならない。

注

- 1 プラド夏樹「日本の公的機関が実子誘拐に役立つようなセミナーをしたというのは本当なのか?」Yahoo!ニュース、2019,8,31
- 2 同
- 3 牧野佐千子『「娘が車のトランクに」日本で横行する実子誘拐』『プレジデント』2018,2,13
- 4 1980年にオランダのハーグ国際私法会議で採択され、1983年に発効した「国際的な子供の奪取についての民事上の側面に関する条約」で、(1)監護権の侵害を伴う、(2)16歳未満の子供の、(3)国境を越えた移動を適用対象としている。

- 5 ジュネーブに本部を置く国際NGOの日本本部として1994年に誕生し、2015年に「CRC日本」に名称を変更。近代の人権論を超え、大人も子供も共感的に生きる社会の創造を目指す、心理学的知見に基づく新たな「関係的子どもの権利論」を提唱。
- 6 子供が連れ去られた現状を重視して親権者監護権者を決定するという考え方。
- 7 「連れ去り (Abduction)」の国際的な定義は、「監護権を侵害する同意なき居所の異動」。
- 8 牧野のぞみ『『実子誘拐ビジネス』の闇一人権派弁護士らのあくどい手口』『Hanada』5月号、2020
- 9 2019年8月、国連人権理事会に申し立てたパリの弁護士は、「日本の外交及び文化公的機関が実子誘拐に役立つようなセミナーをしたのが真実であるならば、非常に重大なスキャンダルだ。私たちは在仏日本大使館に説明を求める」を述べたが、アメリカのNPO団体Bac Homeは同セミナーの内容を録音した音声資料をネット上で公開しており、40分目に、(フランスから日本に連れ去られた)子供の意思が(フランスへの)返還拒否事由になることもあることを説明し、その上で「学校で例えば差別を受けているとか、そんな場合には子供の異議は通るんです。あくまで子供がフランスに返還されることを望んでいないことというところがポイントです」と言い、44分目では、「連れ去られた子供をフランスに返還しなくてもいいということも例外的にはあるが、認められにくい。だから、日本に)戻ってくる前にキチンとできることを、このフランスでできることをやってから戻ってくる」。その「できること」とは、DVの証拠を警察への被害届、病院への診断書、シェルター収滞在証明、パートナーの薬物・アルコール依存の証拠ですと説明している。
- 10 池田良子「ハーグ条約を”殺した”人権派弁護士たち」同6月号、2020
- 11 コホート研究とは、ある特定の疾患の起こる可能性がある要因・特性を考え、対象集団(コホート)を決め、その要因・特性を持った群(曝露群)と持たない群(非曝露群)に分け、疾患の罹患や改善・悪化の有無などを一定期間観察し、その要因・特性と疾患との関連性を明らかにする研究方法で、長期追跡調査した研究のこと。
- 12 Judith S. Wallerstein, Julia M. Lewis, Sandra Blakeslee. (2001). The Unexpected Legacy of Divorce: A 25 Year Landmark Study.
- 13 Baker, A. J. L. (2007). Adult Children of Parental Alienation Syndrome-breaking the ties that bind.)
- 14 青木聡『『片親疎外』に関する実態調査研究』『大正大学研究紀要』98巻、2013、117-116頁、「『片親疎外』に関する最新情報—AFCC第47回大会参加報告」、同96巻、2011、176-169頁
- 15 棚瀬一代『離婚で壊れる子供たち』光文社、2010
- 16 同
- 17 岩田美香「貧困家庭と子育て支援」『季刊社会保障研究』43(3)、211-218、2007、国立社会保障・人口問題研究所。
- 18 「日本のひとり親世帯の『貧困率』世界でもトップ/『子どもが非行に走る確率』を家庭タイプ別に見てわかったこととは…」日経DUAL2015、4、8
- 19 Bauserman, R. (2002) Child's Adjustments in Joint-Custody Versus Sole-Custody Arrangement: A Meta-Analytic Review
- 20 Nielsen, L. (2018). Joint versus sole physical custody: Outcomes for children independent of family income or parental conflict
- 21 「片親疎外 (Parental Alienation Syndrome)」とは、子供が父母の一方から切り離されている状態、又はその悪影響。その子供への悪影響から、世界保健機構 (WHO) におけるリストに疫病として入ることになった。
- 22 Kruk, E. (2018). Parental Alienation as a Form of Emotional Child Abuse: The Current State of Knowledge and Directions for Future Research, "Family Science Review, 22(4), 141-164. 以上の詳細については、小田切紀子「海外の共同養育に関する研究報告と日本の共同養育・面会交流の課題と提案」参照。
- 23 Warshak, R. A. (2018) Stemming the Tide of Misinformation: International Consensus on Shared Parenting and Overnighting
- 24 わが国では、離婚の際に、父母の協議又は裁判所の判断により、父母の一方を親権者と定めることとされている(民法第829条)
- 25 わが国では、夫婦の協議による離婚が認められている(民法第763条)
- 26 わが国では、協議離婚する時は父母の協議で定めるとされている(民法第766条1項)
- 27 わが国でも、面会交流の実施支援事業などが行われている。

- 28 わが国では、一般的に離婚後の転居に関する法令上の制限は設けられていない。
- 29 二宮周平「家事紛争の合意解決の促進と台湾家事事件法－調査報告を兼ねて－」『立命館法学』2014年2号(354号)、162-163頁
- 30 同163-164頁
- 31 同166頁
- 32 同166-167頁
- 33 同168頁
- 34 小田切紀子、前掲「海外の共同養育に関する研究報告と日本の共同養育・面会交流の課題と提案」。
- 35 藤木は安倍総理への「実子誘拐問題解決に対する提案書」(令和2年7月1日)において、「共同養育計画書の内容として、養育費の取決めと、世界標準レベルの面会交流とを、セットにして取決めておくことにより、子供の貧困問題にも資すると予想されます。また、離婚前熟慮期間を義務化している国もあるところ、共同養育書を作成するために、離婚後のことを熟慮する必要があり、短絡的な離婚を防止する副次的な効果もあります。なお、共同養育計画書の手引等において、離婚の危機に瀕したが離婚を踏みとどまった夫婦には、数年後に離婚を踏みとどまって良かったと考えている者も多いことを周知し、子供のために離婚しない、という選択の後押しをすることも考えられます」と述べているが、重要な指摘といえよう。
- 藤木は同提案書において、実子誘拐問題の解決案として、(1)実子誘拐の罰則の明文化、(2)実際にDVに苦しむ配偶者に対する確実な保護(虚偽DVの排除)、(3)利権規制の明文化、(4)フレンドリー・ペアレント・ルール(FLP)の明文化、(5)共同養育計画書の明文化、(6)裁判官の再就職規制等、を提案している。裁判官は、退官前の3年間に担当した裁判のいずれの側の弁護士事務所にも、退官後3年間は就職できないことを法制化すべきであり、最高裁判所は、勤務地や役職の決定などの人事権を用いて、裁判官を統制していることが、退職裁判官の瀬木比呂志『絶望の裁判所』(講談社現代新書)によって明らかにされており、不当人事に対応する制度上の仕組みが存在しないことが、裁判所の運用が最高法規化する原因と藤木は考えており、裁判官が不当人事を争うことを可能する仕組みが必要であると主張している。さらに、同氏は、養育費の支払い口座を子供名義の口座にすることを推奨している。夫婦間の葛藤での連れ去りや離婚の場合、連れ去った側の親が、子供に別居親の悪口を吹き込み、子供に嫌悪感を抱かせるように洗脳する 경우가多々ある。要するに「あなたのお父さん(お母さん)は、あなたの事なんか考えていない勝手な人だから別れた」などと言うのである。しかし、養育費を子供名義の口座へ入金することで、子供が将来、自分の意思で自分の口座の履歴を取ってみれば、自分が別居親に継続的に支えられていたことを知ることができるというわけである。
- 36 ベリーベスト法律事務所「弁護士コラム 離婚・男女問題SOS」2019,5,31
- 37 藤木俊一『我、国連でかく戦へり』ワニ・プラス、2020、254-255頁。
- 38 同255頁
- 39 先崎彰容「司法は『家族』を取り戻せるか」産経新聞2019,9,16
- 40 三谷英弘「単独親権が諸悪の根源」『Hanada』7月号、2020
- 41 男女共同参画第5次基本計画策定専門調査会(第6回)の参考資料並びに、議事録参照。同意見書は首相補佐官から安倍首相に手渡していただいた、
- 42 エドワード博美「DVを捏造する民間シェルターの問題点」『祖国と青年』2019年10月号。同誌に連載された同講師の関連原稿「離婚を推奨する『女性センター』の実態－男女共同参画という名の家族破壊工作」(2016年2月号)、「虚偽DVによる子供連れ去り被害の実態」(2018年8月号)、「わが子に会いたい－親子断絶を助長する司法の問題点」(同12月号)、並びに『Hanada』に掲載中の「実子誘拐ビジネス」連載論文も必読文献である。